

退職手当・恩給審査会令の概要

【改正の趣旨】

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号。以下「改正国家公務員退職手当法」という。）の施行に伴い、退職手当・恩給審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

【政令案の概要】

審査会は、改正国家公務員退職手当法によって、遺族を不支給、返納命令の対象とする場合、退職後に懲戒免職に相当する非違行為が発覚した場合に返納事由を拡大する場合における懲戒免職相当の認定を行う際の審査や、遺族への不支給の際の一部支給の額、遺族又は懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合の一部返納の額の審査を第三者機関において行わせることとしたことを受けて、組織膨張抑制の観点から、恩給、退職手当ともに人事・恩給局という同一の部局が所管している行政分野であって、退職公務員に対する給付という共通点が認められることを理由として、恩給審査会を改組する形で設置されるものである。

審査会の設置は、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）にその根拠を有するものであり、審査会の所掌事務は同法第八条の二第一項において定められているが、「組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に関し必要な事項」について、同条第二項の規定に基づき、これらを定めるものである。